

平成 20 年 3 月 17 日

協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 20 年 3 月 14 日午後 4 時 10 分頃、脱水装置建物内（非管理区域）において、発電所港湾内から取り除いた土砂の脱水作業を行っていた協力企業作業員が、誤って脱水装置の突起部に左手親指をぶつけて負傷しました。

このため、同日午後 4 時 30 分頃、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、「左母指切創」と診断され、約 1 週間の通院加療をすることになりました。

当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

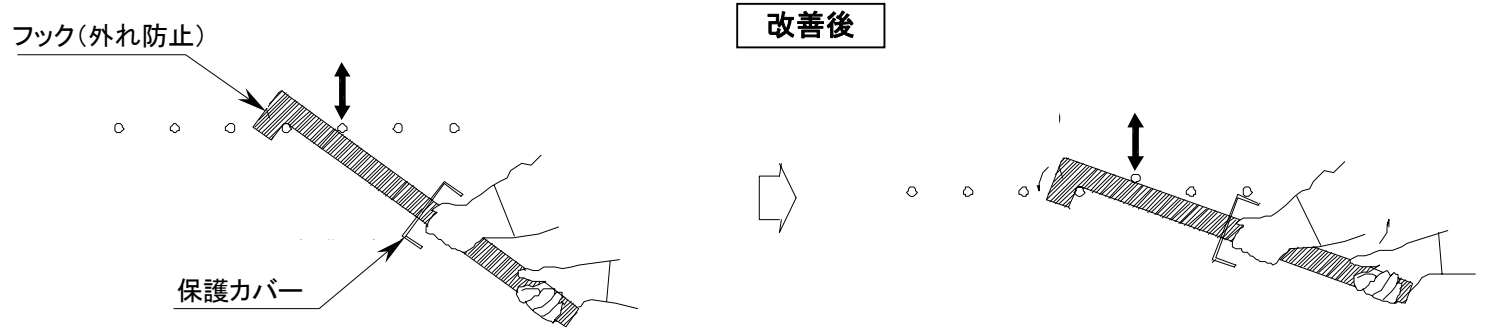
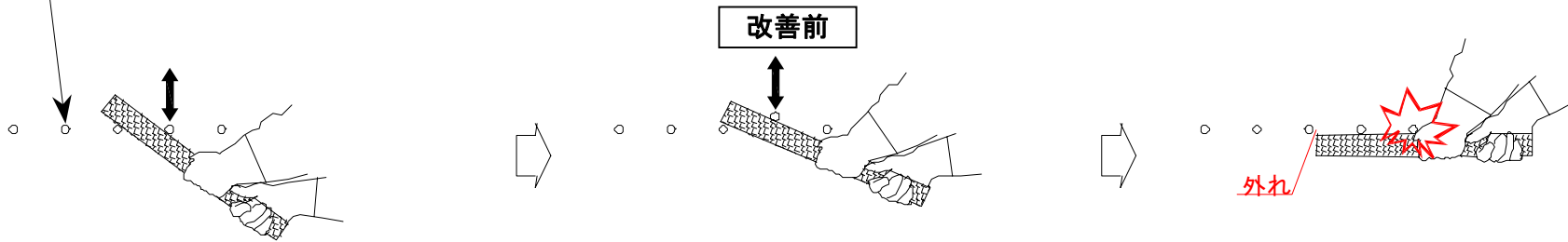
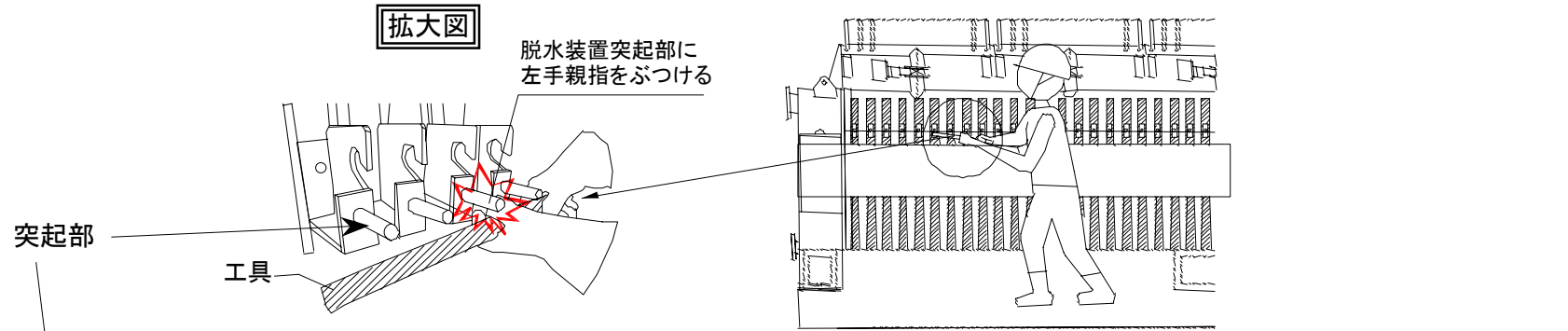
調査の結果、当該作業員は脱水装置に付着した土砂を除去するために脱水装置の突起部へ専用工具を掛けた際に、掛け方が浅かったため、専用工具がすべって外れ、脱水装置の突起部に左手の親指をぶつけたことがわかりました。

対策として、脱水装置の突起部から専用工具の外れを防止するため、突起部の掛かり部分をフック式にし、また手の保護用カバーを取り付け、手が直接、脱水装置の突起部にぶつからないようにすることとします。

なお、本事例を協力企業作業員に周知し注意喚起を行います。

以 上

脱水装置 側面図



現場概略図